令和3年度 市・府民税の主な税制改正

問 税務室☎892-0121

給与所得控除の改正

- ▷給与所得控除額が10万円引き下げられます。
- ▷控除額の上限が適用される給与等の収入額が1,000万円から850万円に、上限額が220万円から195万円に引き下げられます。

公的年金等控除の改正

- ▷公的年金等控除額が10万円引き下げられます。
- ▷公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額に195.5万円の上限が設定されます。
- ▷公的年金等以外の所得金額が1.000万円を超える場合は、控除額が引き下げられます。

基礎控除額の改正

- ▶基礎控除を10万円引き上げます。
- ▶合計所得金額が2,400万円超の場合は3段階で減少し、2,500万円超の場合は適用外とします。

合計所得金額	基礎控除		
口引用分型铁	改正後	改正前	
2,400万円以下	43万円		
2,400万円超2,450万円以下	29万円	33万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	(所得制限なし)	
2,500万円超	なし		

扶養控除・非課税基準の所得金額要件の改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替により、扶養親族および非課税基準の合計所得金額要件も見直されます。各要件は下表のとおりです。

要件等	改正後	改正前		
同一生計配偶者および 扶養親族の合計所得金額	合計所得金額48万円以下	合計所得金額38万円以下		
配偶者特別控除に係る 配偶者の合計所得金額	合計所得金額 48万円超133万円以下	合計所得金額 38万円超123万円以下		
勤労学生控除の合計所得金額	合計所得金額75万円以下	合計所得金額65万円以下		
障害者・未成年者・ひとり親 および寡婦に対する 非課税措置の合計所得金額	合計所得金額135万円以下	合計所得金額125万円以下		
家内労働者特例 (必要経費の最低保証額)	55万円	65万円		
均等割の非課税限度額の 合計所得金額(※1)	35万円×(本人+同一生計配偶者+ 扶養親族の合計数)+21万円(※) +10万円	35万円×(本人+同一生計配偶者+ 扶養親族の合計数)+21万円(※)		
所得割の非課税限度額の 総所得金額等の合計額(※2)	35万円×(本人+同一生計配偶者+ 扶養親族の合計数)+32万円(※) +10万円	35万円×(本人+同一生計配偶者+ 扶養親族の合計数)+32万円(※)		
אס ום ביי יידע ניוויושאו (۱۳۵۸)	※上記21万円及び32万円は、同一生計配偶者及び扶養親族 (16歳未満の扶養親族も含む)が有る場合のみ適用			

- (※1)「合計所得金額」とは、申告分離課税分(分離譲渡所得の特別控除前)を含む全ての所得の合計額で、 損失に係る繰越控除適用前の金額です。
- (※2) 「総所得金額等の合計額」とは、申告分離課税分を含む全ての所得の合計額で、損失に係る繰越控除 適用後の金額です。

ひとり親控除の創設と寡夫控除の改正

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。

上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)が設定されます。ただし、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある人は対象外です。

【改正後の控除】

	配偶者関係	本人が女性				本人が男性	未婚の		
ć	癿内石民床	死別		離婚		死別·離婚	ひとり親		
	合計所得	500万以下	500万円超	500万以下	500万円超	500万以下	500万以下		
	子を扶養	30万円 (ひとり親控除)	_	30万円 (ひとり親控除)	_	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)		
-	子以外を扶養	26万円 (寡婦控除)	_	26万円 (寡婦控除)	_	_	_		
	扶養親族なし	26万円 (寡婦控除)	_	_	_	_	_		

所得金額調整控除の創設

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。なお、下記の①・②両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。

- ①給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合
- (1)特別障害者に該当する
- (2)22歳以下の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
- ▶所得金額調整控除額=(給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円)×10%
- ②給与収入と公的年金等の収入がどちらも有り、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合
- ▶所得金額調整控除額=(給与所得(上限10万円)+公的年金等雑所得(上限10万円))-10万円

市・府民税の申告

問 税務室☎892-0121

9

令和3年度、市・府民税の申告(令和2年中の所得に基づく申告)の受付を行います。この申告は、課税証明書の発行や国民健康保険の算定などの資料にもなります。令和2年中に課税される所得がなかった人でも、必要な場合は申告してください。

※郵送での申告も受け付けます。(〒576-8501(住所記入不要) 税務室市民税係)

※所得税の確定申告をした人は市・府民税の申告をする必要はありません。

□時 2/16(火)~3/15(月)9:30~12:00、13:00~16:00(土・日曜日、祝日を除く)

場所 市役所別館3階 小会議室

申告に必要なもの

- ▶市・府民税申告書(申告会場にも用意しています)
- ▷臼繿
- ▶給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費がわかる明細書など
- ▷生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、医療費の明細書など
- ▶マイナンバー通知カードなどの番号確認書類(本人と扶養親族の方も必要です)および本人確認書類 (運転免許証など)またはマイナンバーカード

8